

小動物捕獲器「きゃっちハウス」の販売中止の申し入れ

〒593-8324 大阪府堺市西区鳳東町6-637-1
コーナン商事株式会社 御中

〒470-0125 愛知県日進市赤池町箕ノ手72-1
ホームセンターコーナン日進店 御中

2012年5月23日

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階
THEペット法塾代表
弁護士 植 田 勝 博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

名古屋市 *TEN MADE TODOKE*
代表 赤 池 淳 子

尼崎市 尼崎犬猫ネットワーク
代表 本 田 満 子

富山市 北日本動物福祉協会
代表 村 田 美 南 子

大阪市都島区 TAPS大阪
代表 川 上 恵

高槻市 NPO法人動物愛護を推進する会
代表 高 木 恒 男

茨木市 動物ボランティア茨木
代表 西 田 智 子

金沢市 猫の避妊と去勢の会
代表 桐 畑 陽 子

福井市 NPO法人福井犬・猫を救う会
代表 藤 永 隆 一

岡崎市 わんにゃんサポートクラブ

代表 宮 本 佳 代 子

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私共は、社会に蔓延する動物の虐待・遺棄・殺処分に関心をもち、動物たちの置かれている環境の改善や保護を目的に活動している団体です。

さて、貴社愛知県日進店の防獣用品売り場にて、ねこの絵の描いてある小動物用「きゃっちハウス」（別添写真）が店頭で販売されておりました。「きゃっちハウス」はねこなどのトラップ（捕獲檻）です。

貴社今伊勢店（愛知県一宮市）では敷地に入ってきたねこを捕獲器で捕まえて公園に捨ててきているのを一般の買い物客が確認しております。

私達は、貴社が貴社愛知県日進店で販売される「きゃっちハウス」については、動物愛護法に違反する虞のある器具と考えており、以下の理由から、その販売をされないよう求め、その申し入れを致します。

1 法律の義務

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下動物愛護法という）は、基本原則（第2条）で「動物が命あることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、または苦しめることがないようにするのみではなく、人と動物の共生に配慮をしつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」とされ、「動物の命」と「人と動物の共生」をはかることを義務づけています。

これに沿って、動物に対するみだりな殺傷、動物虐待、遺棄を犯罪行為として、大変厳しい罰則を設けて取締りを行っています（第44条）。

動物は、人間と等しく命、感情のある生き物であり、弱い立場の中で生きる命を思いやる心が、健全な人間社会を築く上で大切なことであり、且つ必要であることが強調されています。同法は、5年毎の見直し改正がされており、本年もその改正の年であります。動物を排除し、殺傷、虐待、遺棄をする行為は、犯罪として検挙され、処罰を受ける件数も増加しており、罰則も厳しくなっており

ます。動物の保護や動物をめぐる犯罪については、行政をはじめ、報道関係、一般社会での変化は著しく、法律の遵守義務が強調されてきております。

法治国家に住む私たちの生活や社会は、愛護動物等の命が法律によって守られ、私達はこれを守る義務があります。

なお、愛護動物は、飼い主の有無にはかかわらないので、飼い主のいない猫も含まれます。

2 「きゃっちハウス」の販売の違法性

上記、貴社の販売する防獣用品「きゃっちハウス」は、トラップで愛護動物を捕獲することを目的する道具です。迷惑を受けるねこを捕獲する目的は、ねこの殺傷か何処かへ遺棄する処理しか考えられないものであり、その目的が殺傷ならば1年以下の懲役または100万円以下の罰金の犯罪であり、遺棄が目的ならば50万円以下の罰金の犯罪であります。なお、給餌、給水をしないなどの虐待をすれば50万円以下の罰金の犯罪となります。また、捕獲したねこが人が飼っているねこであるときは窃盗罪の犯罪（10年以下の懲役）です。

飼い猫と野良猫との区別がつけにくいのが現状であり、また、行政の動物の殺処分は動物愛護法違反であるとの厳しい世論を受けて、保健所の動物引取を制限し、捕獲器の貸し出しを中止しつつあります。

貴社の販売する「きゃっちハウス」は、その目的が、動物愛護法に違反する犯罪を目的とした器具と認めざるをえず、これを、貴社が法律知識に乏しい一般市民に販売することは、購入した市民に犯罪を犯させる結果を招き、貴社の行為は、動物犯罪行為についての幫助犯（刑法62条）にあたる虞があります。

3 以上の理由により、「きゃっちハウス」ないし小動物捕獲器等の販売を即刻全店で中止をされたく求めます。ご多忙中誠に恐縮でございますが、文書にて本申し入れに対するご回答を平成24年6月10日までに賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、本申入書は、「動物法ニュース」（発行責任者植田勝博）に掲載がされる予

定でありますのでご回答を頂ければそのご回答も掲載致します。これをお含み頂きますようお願い申し上げます。

以 上